

東農治第391号
平成23年3月25日

静岡県東部農林事務所長



林地開発行為に係る是正措置について（通知）

平成20年7月8日付け東農治第87号により許可した 熱海市伊豆山字嶽ヶ 外1筆 地内における林地開発行為については、許可条件どおりに施工されていないため、以下の内容について是正してください。

記

1 是正が必要な工事の内容

許可条件 2 に基づき、林地開発許可申請に記載されている内容どおりの施工を行うこと。

- (1) 下流へ土砂が流出しない位置に沈砂池を設置し、防災工事の完了確認を受けること。
- (2) 掘削法面勾配を是正し、早期緑化を図ること。
- (3) 盛土材料の木片等の異物を除去すること。

2 是正工事期限

平成23年5月31日（火）

3 その他

- (1) 是正に係る工事は、直ちに着手すること。
- (2) 是正に係る工事を完了した場合は、是正報告書を提出し、県の確認を受けること。
- (3) 工事を中断する場合には、「1 是正が必要な工事の内容」の事項を是正したうえで、「林地開発行為中止届」を提出すること。
- (4) 森林法施行細則第6条に基づき、毎年3月末、9月末には「林地開発行為進捗よく状況報告書」を提出すること。

担当：治山課 林地保全班

電話：055-920-2173